

【橋本市からのお知らせ】

太陽光発電設備の設置を予定している事業者の皆様へ

本市の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的とした「橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例」を制定しました。

(平成31年1月1日公布・施行)

- ◆橋本市内で太陽光発電事業を行う場合、次に該当するときは市長へ事業計画の届出を行う必要があります

出力50kW未満の太陽光発電設備を設置し発電する事業
ただし建築物の屋上等に設置されるものを除きます

※**出力50kW以上の太陽光発電設備**を設置し発電する事業については、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、和歌山県知事の認定を受ける必要があります

- ◆あらかじめ橋本市と協議を実施するとともに、事業計画の案について近隣住民に説明する必要があります。

■相談窓口：橋本市市民生活部生活環境課(Tel：0736-33-6100)



【条例制定の背景】

- 太陽光発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、豊富な日照時間など本市の持つ自然資源を活かせることなどから、本市ではその普及を促進しています。
- 一方、太陽光発電設備の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されており、事前に近隣住民等に説明が行われないうまま、事業が実施され、地域でトラブルが生じている事例もあります。
- こうしたことから、太陽光発電事業と地域との調和並びに自然環境の維持を図り、本市の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図るため、条例を制定することとしたものです。

【注意事項】

●勧告及び公表

次のいずれかに該当する場合、必要な措置を行うべきことを勧告します。

- ①事業計画に沿って事業を実施していないとき
- ②規定の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ③規定の報告をせず、または虚偽の報告をしたとき
- ④正当な理由なく、市長より求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

上記の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表します。

●情報提供

上記の勧告に従わない太陽光発電事業実施者について、国及び和歌山県に必要な情報を提供します。

【手続きの主な流れ】

市との協議 [事業者→市] 【第6条】



近隣住民への説明 [事業者→近隣住民] 【第7条】



事業計画の提出 [事業者→市] 【第8条】



事業計画の公表 [市] 【第9条】



工事着手 [事業者→市に着手届提出] 【第10条】



事業計画の変更協議 [事業者→市] 【第12条】



工事完了 [事業者→市に完了届提出] 【第11条】



発電・維持管理等 [事業者] 【第5条】



事業廃止 [事業者→市に廃止届提出] 【第13条】
廃止措置実施 [事業者]

30
日
前
ま
で
に

